

●城山公園・興雲閣・武家屋敷指定管理者公募に係る質問及び回答(令和4年7月25日受付分)

	質問事項	質問内容	回答
1	管理基準について	過去に城山公園、興雲閣、武家屋敷において指定管理者が必要があると認め、市長の承認を得て臨時に休館した実績があればお知らせください。また、臨時休館した理由も併せてお知らせください。	城山公園、興雲閣、武家屋敷については、指定管理者が市長の承認を得て臨時に休館した実績はありませんが、台風、豪雨等の際に、指定管理者からの相談等により、市の判断として一時的な閉館を指示した実績はあります。
2	指定管理に関する経費等	収入見込額の雑収入にイベント協力人件費とありますが、この人件費はどのような計算方法で算出され、指定管理者へ支払われるのかお知らせください。	イベント協力は、あくまでも指定管理者と協力依頼者の間の契約等に基づき実施されるものですので、人件費の計算方法もその契約の過程で決定されるものと認識しております。
3	当直業務の詳細について	4月～9月の23:00～6:00までと10月～3月は23:00～6:30までの間は仮眠時間という認識でよろしいでしょうか。	当直業務については、ご指摘の時間帯での巡回等はありませんが、国宝天守の防火対策強化のため、令和元年度から2名体制としておりますので、交代制での仮眠時間と認識しております。